

(資料2)

仕 様 書

京都市動物園におけるクレジットカード、電子マネー及びQRコード決済の取扱業務に係る機器調達・設置に関する業務委託（以下「本業務」という。）について、以下のとおり定める。

1. 総則

- (1) 本業務の受託人（以下「受託者」という。）は、京都市動物園が京都の代表的な芸術文化観光施設が多くある岡崎公園内に位置すること、また、多くの入園者が訪れる公共施設であり、京都市の芸術文化観光振興施策上及び市政運営上極めて重要な施設であることを理解したうえで、本業務を通じて快適な環境を提供し、京都市動物園の円滑な運営に寄与しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務における適正な維持管理を行うため、必要な一切の手段及び第三者等の安全対策について、関係法規を遵守し、自らの責任において、善良な作業管理を行うこと。万一、受託者の怠慢や過失による損害が生じた場合については、全て受託者の負担とする。

2. 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3. 履行場所

- (1) 名称 京都市動物園（以下「委託者」という。）
- (2) 住所 京都市左京区岡崎法勝寺町岡崎公園内
- (3) 面積 41,383㎡

4. 業務体制及び業務管理

- (1) 受託者は現場責任者及び作業従事者を定め、書面にてその氏名及び有する資格を通知すること。あわせて、現場責任者の緊急連絡先についても通知すること。
- (2) 本業務の履行に当たっては、年間工程表、作業内訳表を作成し、委託者の承認を得ること。（機器等の導入は令和4年2月末を想定）

5. 業務内容

京都市動物園の入園料の支払いについて、クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済（以下「クレジットカード等」という。）による決済システム（以下「システム」という。）に必要な機器の調達・設置業務、集計システム構築業務及びインフラ設備整備業務。

6. システム概要

- (1) 券売機および窓口機にて国内外複数の決済手段から選択できるようにし、スムーズな決済と利用者の方への利便性向上を可能とする。
- (2) 事務所機で、券売機と窓口機から伝送された売上集計、機器状態監視、売上速報等

の確認を可能とする(伝送にあたっては、事務所機と券売機、事務所機と窓口機のそれぞれを接続すること。その接続の際は、情報漏えい防止のために必要なセキュリティ対策を講じた方法を採用すること。)

- (3) 窓口機では入場券、団体客、割引対応等を対面接客にて実施する。
- (4) 各機器(券売機と窓口機)からのデータは、事務所機にて一元化し、データ表示・帳票出力を含む管理業務に使用する。
- (5) 本件システムに必要な機器の調達・設置業務、集計システム構築業務及びインフラ設備整備業務にあたっては、日本クレジット協会が定める「クレジットカード・セキュリティガイドライン[2.0版]」(以下「ガイドライン」という)の記載事項を遵守すること。
- (6) 本件システムに必要な機器の調達・設置業務、集計システム構築業務及びインフラ設置整備業務にあたっては、ガイドラインに記載の非保持化実現方策のうち、決済専用端末連動型を採用すること。

7. 調達機器及び仕様

調達機器は当市の買い取りとし、見積額にはこれらの費用を含めること。

- (1) 自動券売機 4台(正門2台、東門2台)
 - (ア) 現金・クレジットカード・電子マネー・QRコードによる決済等が対応可能であること。(以下に記載の①及び②の決済ブランドは必須)
 - ① クレジットカード
(VISA, MasterCard, JCB)
 - ② 電子マネー
(Suica, ICOCA, WAON, nanaco, 楽天Edy, QUICKPay)
 - ③ QRコード決済
(PayPay, 楽天Pay, LINEPay, AliPay)
 - (イ) 使用金種
10,000円, 5,000円, 2,000円, 1,000円, 500円, 100円, 50円, 10円
(令和3年度導入の新500円玉に対応すること。)
 - (ウ) 発券仕様
券サイズ 幅57.5mm×長さ90mm
感熱ロール紙(57.5mm×300m)搭載が可能
印字方式はサーマルドット方式、京都市動物園提供のデザインを印刷したロール紙の発券ができること。
券種、日付、時間、価格、連続番号、号機、発行者が印刷でき、その他任意に設定可能なこと。複数枚発行できること。
 - (エ) 販売券種は普通入園券とし、その他任意に設定可能なこと。
 - (オ) 多言語対応が可能であること。
 - (カ) 音声ガイダンス機能を有すること。
 - (キ) タッチパネル式操作画面登載かつ背面式対応が可能であること。
 - (ク) タッチパネル画面において、レイアウト・遷移に自由度があること。

- (ケ) 金銭管理、保守業務については、背面による操作が可能であること。
- (コ) 日計、累計処理、入出金情報が印刷できること。集計用ジャーナルプリンター搭載のこと。
- (カ) データの蓄積機能を備えおり、発券枚数、券種、売上金額等の売上情報のデータベース化や、これらの情報の集計処理を機械的に処理する機能を有すること。なお、データ連携にルーター等が必要な場合は準備すること。
- (シ) P C I D S S の現行基準に準拠、またはクレジットカード情報非保持型の機種であること。

(2) 窓口機 3式（正門2式，東門1式）

(7) 機器構成

- ① パソコン本体
最繁時においても性能要件を満たすものであること
- ② タッチパネルディスプレイ
15インチ以上であること
- ③ プリンタ（レシート発行用）
58mm 又は 80mm 幅のロール紙を使用できること
印字方式はラインサーマルであること
- ④ 自動釣銭機
硬貨及び紙幣つり銭機能を有すること金種は、紙幣3金種以上（1万円，5千円，千円），硬貨6金種（500円，100円，50円，10円，5円，1円）を取り扱えること。
- ⑤ 液晶ディスプレイ
チケット購入者が料金や券種等を確認できること
- ⑥ キャッシュレス決済端末
最繁時においても性能要件を満たすものであること
- ⑦ チケット発券プリンタ
128mm 以内の用紙幅に対応すること
印字済みの感熱ロール紙に印字できること
- ⑧ 無停電電源装置
対象機器が正常にシャットダウンできるよう，適切な電源容量を有すること

(イ) 現金・クレジットカード・電子マネー・QR コードによる決済が対応可能であること。（以下に記載の①，②および③の決済ブランドは必須）

- ① クレジットカード (VISA, MasterCard, JCB)
- ② 電子マネー (Suica, ICOCA, WAON, nanaco, 楽天 Edy, QUICKPay)
- ③ QR コード決済 (PayPay, 楽天 Pay, LINEPay, AliPay)

(ウ) 使用金種は自動券売機と同様とする。

(エ) 発券仕様は自動券売機と同様とする。

(オ) 販売券種は普通入園券，団体入園券，割引入園券とし，その他任意に設定可能なこと。

- (カ) データの蓄積機能を備えおり、発券枚数、券種、売上金額等の売上情報のデータベース化や、これらの情報の集計処理を機械的に処理する機能を有すること。なお、データ連携にルーター等が必要な場合は準備すること。
 - (キ) QRコード決済について、バーコードの読込が可能であるバーコードリーダー等を準備すること。なお、キャッシュレス決済端末にてバーコードを読み込む機能がある場合も可とする。
 - (ク) パソコン本体と連動した自動釣銭札機を準備すること。
 - (ケ) カスタマディスプレイに支払額、投入金額、釣銭が表示されること。
 - (コ) タッチPC及びカスタマディスプレイのカスタマイズが可能であること。
 - (カ) 納品する機器一式の高さ等を踏まえ、指定する窓口には効率的な運用ができる専用台を選定すること。
 - (シ) P C I D S Sの現行基準に準拠、またはクレジットカード情報非保持型の機種であること。
- (3) 事務所機 1式 (正門)
- (7) 機器構成
- ① パソコン本体
最繁時においても性能要件を満たすものであること。
 - ② 液晶ディスプレイ
15インチ以上であること。
 - ③ HUB
最繁時においても性能要件を満たすものであること。スイッチング機能を持つこと。システムに必要な端末が接続できる十分なポート数を持つこと。
 - ④ 外付ハードディスク
データ消失を防ぐために、最繁時の運用においても十分な性能要件を提供可能な回転速度、データ転送能力を備えること。冗長構成とすること。
 - ⑤ 無停電電源装置
対象機器が正常にシャットダウンできるよう、適切な電源容量を有すること。
 - ⑥ その他 (キーボード、マウス、プリンタ)
- (イ) 各機器からのデータは、事務所機にて一元化し、データ表示・帳票出力を含む管理業務に使用する。下記の各券種について各券売機・窓口機の売り上げ情報を表示・集計できること。また券種や集計方法について任意に設定可能なこと。

券種	金額
一般入園券	620 円
団体入園券	520 円
割引券	520 円
キャンパス文化パートナーズ	100 円
年間入園券	2510 円

- (ウ) 事務所機で、券売機と窓口機から伝送された売上集計、機器状態監視、売上速報等の確認を可能とする。
- (エ) 自動券売機と事務所機の間、窓口端末と事務所機の間はそれぞれ原則として無線で接続できること。有線にて接続する場合は3メートルから5メートル程度離れても使用できるものであることが望ましい。
接続の際は、情報漏えい防止のために必要なセキュリティ対策を講じた方法を採用すること。

8. 情報セキュリティ要件

システムの構築に当たっては、京都市情報セキュリティ対策基準を遵守し、京都市が要求する情報セキュリティ水準を満たすとともに、以下の対策を講じること。

(1) 京都市情報セキュリティ対策基準は、別途京都市動物園総務課にて交付する。 アクセス制限

(ア) ユーザー認証

システムを利用する動物園事務所職員又は改札業務に従事する職員について、ユーザごとにIDを発行し、ユーザID及びパスワードによる認証を行うこと。

(イ) 権限制御

ユーザの担当する業務及び役割などによって、ユーザごとにアクセス制限が設定でき、ユーザのアクセス制限に応じ、利用可能なシステムの機能、アクセス可能なデータの範囲、実施できるデータの操作等を制限する機能を有すること。

No	機能または画面	利用者区分	アクセス制限
1	マスター登録編集機能	動物園事務所職員	マスター登録・編集権限
2	発券精算機能	動物園事務所職員/ 改札業務に従事する 職員	POS 端末によるレジ精算 及び発券

なお、詳細なアクセス制限については、京都市動物園と協議の上決定すること。

(ウ) パスワード管理

- ① パスワードは、英字（大文字・小文字）、数字、記号を組み合わせた8文字以上の文字列とし、いずれかの文字種を含まない文字列や8文字未満の文字列はパスワードに設定できないこと。
- ② パスワードは、ユーザ自身が任意のタイミングで変更できること。
- ③ システム管理者において、パスワードの有効期間を設定できること。

(エ) 不正ログインの防止

同一ユーザIDによるログイン試行が5回失敗した場合は、当該ユーザIDのアカウントロックが掛かること。

なお、アカウントロックはシステム管理者が解除できることとする。

(2) 通信

(ア) SSL/TLS を利用し、通信を暗号化すること。

(イ) SSL/TLS の利用ができない場合は、代替案を提案し、京都市動物園の承認を受ける

こと。

(3) ログの取得

(ア) システムのアクセスログ、操作履歴、閲覧履歴、障害記録等、システムの利用状況及び処理状況を把握するために必要なログ取得すること。

(イ) 取得したログは1年以上保持し、必要に応じ調査、分析できること。

(ウ) 利用者の操作履歴は、オンライン処理により確認できること。

(4) バックアップの取得

(ア) 定期的にシステム及びデータのバックアップを取得し、システム及びデータの復旧を可能とすること。

(イ) 障害発生から目標復旧時間を3時間以内とし、速やかに復旧できるよう機能を設計するとともに、復旧手順を備えること。

(5) 不正プログラム対策

(ア) 決済利用者に影響が及ばないよう、必要な場合は不正プログラム対策を講じること。

(イ) ウイルス対策ソフトを導入する場合は、常に最新のバージョンを利用すること。

(ウ) ウイルス対策ソフトを導入する場合は、ウイルス対策ソフトの定義更新時には、速やかに適用すること。

(エ) ウイルス対策ソフトを導入する場合は、スケジューリングにより、定期的にウイルススキャンを行うこと。

(6) 脆弱性対策

(ア) 導入するソフトウェアについては、修正プログラムやバージョンアップの提供等、開発元のサポートがある信頼性の高い製品を利用すること。

(イ) OS やソフトウェアに脆弱性が発見された場合は、システムへの影響、重要性などを検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用すること。

(ウ) 修正プログラムの適用状況を適宜、京都市動物園に報告すること。

(7) その他

ガイドラインに基づく必要なセキュリティ対策を講じること。

9. ネットワーク要件

(1) 業務要件、システム要件を十分に整理したうえで、システムを安定的に稼働させるために必要なネットワークの設計を行うこと。ただし、ネットワーク設計においては、セキュリティ冗長性に配慮し、運用開始後のメンテナンスがしやすい構成とすること。

(2) 原則外部からシステムにはアクセスできないものとする。ただし、障害対応としてインターネット等の外部ネットワークを利用したリモート保守を実施する場合には、受託者において、インターネット等の外部ネットワークとの境界にファイアウォールを設置し、不正なアクセスを遮断・監視するとともに、不正アクセスやウイルス感染等による電子情報の漏えい、改ざん、破壊又はシステムダウン等による業務影響が生じないよう適切かつ必要な措置を講じることとし、当該措置に係る経費は受託者が負担すること。

10. 特記事項

- (1) 現券売機 4 台の撤去及び廃棄は受注者側が請け負うこと。
- (2) 配管・配線施設工事、建築工事に伴う特殊業務等は受注者側が行うこと。
- (3) クレジットカード等の決済を行う際に必要なインターネット環境構築は受注者側が請け負うこと。
- (4) 機器同士の接続に伴う、LAN 敷設工事や VPN 環境整備は受注者側が行うこと。

11. 保証

- (1) 納品検査後 5 年間は、7 (1)、(2) 及び(3)の機器について、通常の使用で故障した場合は次に掲げることについて無償保証とし、業務に支障を来すことがないようにすること。
 - (ア) 不具合が生じた場合は技術者の派遣等により即時対応すること。
 - (イ) 機器の修理等に時間を要する場合は代替機を用意すること。※5年経過後に機器を継続使用する場合、保証体制に関しては、必要に応じて協議する。

12. 研修・サポート体制

(1) 職員研修

機器等の操作については、システムの設計書や設定値などの一覧や、操作マニュアル等を作成し、導入までに 3 回以上の職員研修を実施すること。実施スケジュール及び実施方法については、当市と受注者で協議のうえ決定する。

(2) サポート体制

その他運用サポート等については、企画提案書にて提案を行うこと。

13. 守秘義務の遵守

- (1) 本サービスを提供するうえで知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (2) クレジットカード情報等の個人情報について、契約期間はもとより契約終了後であっても保管、管理に万全を期し、漏洩防止のため適切な措置を講じなければならない。
- (3) 当市が提供する一切のデータ、資料等を本サービス提供以外の目的で使用、複写、複製、又は第三者に提供してはならない。
- (4) 受注者は、本サービス提供に係る業務の処理を他に委託してはならない。ただし、業務の一部について事前に申請し、当市の承諾を得た場合には、この限りではない。

14. その他

- (1) 調達する物品は新品であること。
- (2) 導入時の各種設定内容、設置については、担当者と打合せのうえ決定すること。
- (3) 事故、災害等の緊急事態が発生した場合を想定し、本サービスの提供に支障を来すことがないように十分な対応及び緊急時の体制を整備すること。
- (4) 受注者は、本サービスの提供上、故意又は過失により何らかの事故や不適切な事務

処理等が生じ、情報保全ができなかった又は保全できない可能性が生じた場合、直ちに当市に報告し、当市と協議のうえ対応するものとする。なお、この場合に生じた費用は、全て受注者が負担することとする。また、受注者は事実を明らかにした報告書を遅滞無く当市に提出することとする。

- (5) 本仕様書に定めのない事項並びに疑義が生じた事項については、当市と受注者で協議のうえ決定する。また、今後、新たな決済手段の導入についても別途協議のうえ決定する。